

【追 補】

本追補は、「新訂 わかりやすい建築基準法」の内容をさらに補足、充実させるため、平成19年6月20日付改正建築基準法の施行以降に通知、改正された平成19年6月20日国住指第1332号技術的助言、平成19年9月25日国住指第2327号技術的助言、平成19年11月14日国住指第3110号技術的助言及び平成19年11月14日（公布及び施行）付建築基準法施行規則改正の概要を掲載する。

また、平成20年5月27日（公布及び施行）付建築基準法施行規則改正の概要を掲載する。

目 次

1	大臣認定書の取扱い-----	2
2	軽微な変更-----	4
3	「あらかじめ検討」の場合-----	8
4	軽微な不備-----	11
5	追加説明書-----	12
6	申請図書の記載方法-----	13
7	中間検査・完了検査-----	14

< 凡 例 >

第1332号技：平成19年6月20日国住指第1332号技術的助言

第2327号技：平成19年9月25日国住指第2327号技術的助言

第3110号技：平成19年11月14日国住指第3110号技術的助言

19年11月規則改正：平成19年11月14日（公布・施行）付建築基準法施行規則改正

20年5月規則改正：平成20年5月27日（公布・施行）付建築基準法施行規則改正

第858-1号技：平成20年5月27日国住指第858-1号技術的助言

1 大臣認定書の取扱い（第 2327 号技、第 3110 号技、19 年 11 月規則改正）

(1) 大臣認定書の写しの添付

申請者等は、建築物等（建築設備、準用工作物を含む）の確認申請の正本及び副本に、規則 1 条の 3 第 1 項表 4（規則 1 条の 3 第 4 項表 2、3 条 1 項表 3 を含む）に規定されている「構造方法等の認定に係る認定書の写し」を添付することとなっている。例えば、以下のような認定についてである。

建築構造・材料等では、耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火設備、不燃材料、準不燃材料、大臣認定プログラム等。

建築設備では、し尿浄化槽、合併処理浄化槽、換気設備、非常用の照明装置、防火区画貫通管、エレベーター、エスカレーター、避雷設備等。

準用工作物では、観光用乗用エレベーター・エスカレーター、遊戯施設等。

しかし、建築主事又は指定確認検査機関が、認定書の写しを有している場合や認定の内容を収録した図書^(※1)により、その内容を確認できる場合には、建築主事又は指定確認検査機関が申請者等に対して認定書の写しを求める場合に限って、提出する。

なお、申請者等から認定書の写しの提出がなかった場合には、建築主事又は指定確認検査機関は、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」（法 6 条 13 項、6 条の 2 第 9 項又は 18 条 12 項）を交付し追加説明書として認定書の写しの提出を求める。また、申請者等は、確認申請書第 3 面の【14. 許可・認定等】欄に根拠法令等、構造方法等の認定の番号及び日付を記入する。

（※1）構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されているものに限り、出版物やホームページに掲載されたものを含む。

(2) 大臣認定書の別添図書

法 68 条の 26 第 1 項の規定に基づく大臣認定を受けた構造方法等を有する建築物の確認申請については、原則として、規則 1 条の 3、2 条の 2 又は 3 条において求められる認定書の写し（別添図書を含む。以下同じ。）が必要となる。

ただし、認定書の写しの別添図書はすべてを提出しなくてもよく、耐火構造等（例えば、外壁、防火設備、屋根・軒裏など）の認定部材については、認定を受けた構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種類及び寸法等）が示されている図書だけでよい。この場合、当該図書の図面は構造詳細図とすることができる。

(3) 鉄骨製作工場の確定

当初申請時点で鉄骨製作工場が確定している場合は、「鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部」に関する構造方法等の認定に係る認定書の写しを添付することで、構造詳細図^(※2)の省略が可能となる。

（※2）具体的には、規則1条の3第1項の表1（は）項に掲げる構造詳細図及び同項の表2に掲げる令第3章第5節の規定が適用される建築物の構造詳細図（構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法のうち、当該工場において溶接された鉄骨の溶接部に係る図書に限る。

しかし、当初申請時点で鉄骨製作工場が確定していない場合、申請者等は、構造詳細図を添付し、鉄骨製作工場が確定した段階において認定書の写しを建築主事又は指定確認検査機関に提出する。建築主事又は指定確認検査機関は、検査において当該認定書の写しをもとに、建築物等の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめる。

(4) ホルムアルデヒド発散建築材料及び防火材料

規則3条の2第1項第9号に規定する「軽微な変更」として扱われる建築材料等のうち、ホルムアルデヒド発散建築材料及び防火材料については、規則1条の3において断面の構造等が明示すべき事項として規定されていないことから、確認申請時に使用する建築材料が確定していない場合は、使用材料の種別（例えば、F☆☆☆☆、不燃材料等）が明示されていればよく、確認申請時の認定書の写しの添付は不要である。

なお、確認申請時に認定書の写しを添付せずに、認定材料を使用した場合には、完了検査申請時等に、当該認定材料の認定書の写しの提出が必要となる。

(5) ユニット製品

複数の建築材料を工場を組み立てた建具、収納家具等のユニット製品については、当該製品を構成する建築材料がそれぞれ各種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するかどうかの審査について、建築主事又は指定確認検査機関は、その根拠を確認するための情報（当該製品の製造者の連絡先等）が記載された当該製品の説明書や事業者団体等による表示等から判断して差し支えない。

2 軽微な変更（19年11月規則改正、第3110号技、20年5月規則改正、第858-1号技）

規則3条の2に規定されている軽微な変更該当する場合は、計画変更の建築確認手続が不要である（法6条1項）。

(1) 建築基準関係規定に関係のない変更

計画の変更のうち、建築基準関係規定に関係のない変更の場合は、確認審査の対象外であり、中間検査又は完了検査申請書の【確認以降の軽微な変更の概要】欄にも記載する必要がない。

(2) 軽微な変更の19年11月改正内容

軽微な変更について、平成19年11月14日付の規則改正後は、計画の変更の内容が建築基準関係規定に照らして「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が（変更前より）高くない」ものであれば、軽微な変更該当するものとして取り扱うこととなった。

例えば、安全上とは、積載荷重や固定荷重の変化、偏心等による構造安全性、その他変更により影響のある安全性が考えられる。防火上とは、建築材料等の防耐火性能等が考えられる。避難上とは、避難階段までの歩行距離の長短など避難の容易さ等が考えられる。衛生上とは、換気量、採光面積、井戸と浄化槽との距離等が考えられる。市街地の環境の保全上とは、隣地への日影の影響等が考えられる。

19年11月規則3条の2の改正点

	内 容
改正前	軽微な変更は次に掲げるもの（一号～十二号）とする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（九号に掲げる変更を除く）が生じる場合においては、この限りでない。 以下略。
改正後	軽微な変更は次に掲げるもの（一号～十二号）であって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。以下

	略。
--	----

(3) 軽微な変更の 20 年 5 月改正内容

軽微な変更に、構造関係規定及び建築設備規定に係るものが追加された。

20 年 5 月施行規則 3 条の 2 の改正点 新規追加項目

号	内容
八	構造耐力上主要な部分であって、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小はりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第八十二条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）
九	構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）
十	構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあっては主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）
十五	建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）

① 構造耐力上主要な部分における位置の変更について（1 項八号及び 3 項二号）

1 項八号及び 3 項二号（以下この項において「本号」という。）においては、構造耐力上主要な部分のうち、位置の変更によって当

該変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外の建築物の架構に生ずる応力度に影響を及ぼさず、かつ、当該変更に係る部材及び当該部材に接する部材の範囲において安全性が確認できるものに限り変更を認めるものであり、例えば、基礎ぐいの位置の変更について、基礎ぐい及び当該基礎ぐいに接するフーチング又は基礎ばりの範囲において安全性が確認できるもの、小ばりの位置の変更について、小ばり及び当該小ばりに接する大ばりの範囲において安全性が確認できるもの等が該当する。当該安全性が確認できるものとは、令 8 2 条各号に規定する構造計算によって確かめられるものをいい、これらの構造計算以外の構造計算を行わなければ当該変更後の計画に係る安全性を確認できないものは本号には該当しない。

なお、本号に該当するかどうかについては、1 項九号に掲げる変更と併せて判断することも考えられ、例えば、小ばりの位置の変更について、これに接する大ばりの断面を大きくする変更を併せて行う場合、当該変更が同号に該当するものであって、これらの部材について令第 8 2 条各号に規定する構造計算によって安全性を確認することができる場合等も本号に該当する。ただし、当該変更によって保有水平耐力の再計算が必要になる場合等は本号に該当しない。

② 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更について
(1 項九号及び 3 項三号)

1 項九号及び 3 項三号（以下この項において「本号」という。）においては、構造耐力上主要な部分である柱、はり、壁等の部材の材料又は構造について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の構造の種別を変更するものではなく、かつ、当該部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、1 項十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造の変更が該当する場合は、同表の下欄に掲げるものに限りその変更を認めるものである。例えば、鉄筋コンクリート造の柱について、コンクリート又は鉄筋をより高強度のものに変更し、柱として同程度の強度又は耐力を有するものとする場合等が該当する。なお、断面形状や寸法、鉄筋の本数や配置等の変更を、部材の強度又は耐力が減少しない範囲で行うことは可能であるが、材料又は構造

の変更によって強度及び耐力以外の剛性、剛域その他の構造計算の結果に影響を及ぼす数値の変更が生ずる場合、有効細長比、鉄筋のかぶり厚さその他の構造関係規定への適否に影響を及ぼす変更が生ずる場合、鋼材の幅厚比に影響を及ぼすため令 8 1 条に規定する構造計算の基準の適用の変更を伴う場合等は、本号には該当しない。

③ 非構造部材の材料、構造又は位置の変更について（1 項十号及び 3 項四号）

1 項十号及び 3 項四号（以下この項において「本号」という。）においては、構造耐力上主要な部分以外の部分について、その材料、構造又は位置の変更を認めるものであり、例えば、屋根ふき材の材料又は構造の変更について、屋根瓦の材料の変更及び下地との緊結方法の変更等が該当する。この場合、材料又は構造の変更にあつては、同項十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造に該当するものは同表下欄に掲げるものへの変更に限り、間仕切壁の位置の変更にあつては、間仕切壁が主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除いたものの変更に限られる。

④ 建築設備の材料、位置又は能力の変更について（1 項十五号、2 項二号及び 3 項五号）

1 項十五号、2 項二号及び 3 項五号においては、建築設備の材料、位置又は能力の変更を認めるものであり、材料の変更にあつては、例えば、防火区画等を貫通する管の材料を同等以上の機能を有するものに変更すること、能力の変更にあつては、例えば、同等以上の能力を有する排煙機に変更すること等が該当する。この場合、材料の変更にあつては、機能が低下する材料の変更に該当するもの、能力の変更にあつては、能力が減少する変更に対応するもの以外のものに限られる。

(4) 【確認以降の軽微な変更の概要】欄の記載

軽微な変更の場合（計画変更の建築確認手続を行わない）は、中間検査又は完了検査申請書の第 3 面に「軽微な変更の概要^(※3)」を記載する。

（※3）安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないことが確かめられた旨

(構造計算適合性判定を要する建築物の計画について、計画の変更に伴い構造計算を行う場合にあっては、必要に応じ、指定構造計算適合性判定機関その他の適切な第三者機関により当該構造計算の内容について確かめられた旨を含む。)の図書の内容を含む。

(5) 事前説明

申請者等が、検査前の適当な時期において、軽微な変更の内容について建築主事又は指定確認検査機関に対しあらかじめ説明しておきたい場合は、建築主事又は指定確認検査機関は積極的に応ずることが望ましい。

3 「あらかじめ検討」の場合(第1332号技、第3110号技他)

確認申請時に変更見込み事項が「あらかじめ検討」されている場合

(1) 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等

当初の確認申請の図書及び書類において、

- ① 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対応方法が「あらかじめ検討」されている場合、例えば、施工時に杭基礎に一定の範囲内でずれが生じても構造耐力上支障がないことがあらかじめ確かめられている場合又はこの範囲を超えてずれが生じたときに必要な補強方法があらかじめ検討されている場合等

具体的には、以下のような場合である(構造審査・検査の運用解説 編集日本建築行政会議)。

ア くい芯ずれを考慮した検討

イ くいの長さの変更を見込んだ検討

ウ 小ばりの位置の変更を見込んだ大ばりの検討

エ 大きさの変更を見込んだスラブの検討

オ はりの貫通孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討

カ 壁開口の位置の変更を見込んだ検討

キ スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討

- ② 法68条の26の規定に基づく構造方法等の認定を受けた材料や工法(鉄骨材料や基礎杭等)を当該構造方法等の認定を受けた他の同一仕

様のものに変更する場合にあっては、建築主事、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、確認審査及び構造計算適合性判定において、当該変更の内容を含めて審査し、確認済証を交付することができる。

この場合において、当該変更内容の範囲内で施工が行われている限り、当該事項に係る計画変更確認の手続きは要せず、当該事項以外の計画変更の申請等の適切な機会に当該事項に係る対応結果について、申請者等は、建築主事又は指定確認検査機関に報告するものとする。

なお、建築主事又は指定確認検査機関は、中間検査の申請時までには申請者等から当該報告を受けていない場合にあっては、中間検査申請書の第4面の【備考欄】への記載又は別紙の添付により、当該報告を受けるものとする。

(2) 建築主等の意向による変更見込み事項

建築物の計画上、建築主等の意向により発生が見込まれる変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合

例えば、分譲共同住宅について、一定の間取り変更が生じても構造耐力上、防火・避難上、採光上等支障がないことがあらかじめ確かめられている場合等にあっては、確認審査及び構造計算適合性判定において当該変更見込み事項の内容を含めて審査し、確認済証を交付することができるものとする。

この場合において、当該変更見込み事項の内容の範囲内で施工が行われている限り、当該事項に係る計画変更確認の手続きは要せず、当該変更見込み事項に係る計画の変更の確認の手続きは要しない。

なお、当該変更見込み事項に係る対応結果について、建築主事又は指定確認検査機関は、申請者等から計画変更や検査の申請の機会に報告を受けるとし、検査の申請の機会に報告を受ける場合は、申請書への別紙の添付その他の適切な方法によるものとする。

また、分譲住宅の供給に当たって住宅等の間取り等に選択性を持たせた販売方法に即した建築確認手続の活用について、「メニュー方式による住宅供給に係る建築基準法上の手続について」（昭和60年3月7日建設省住指発第95号）が通知されている。

メニュー方式による住宅供給に係る建築基準法上の手続について

建設省住指発第九五号

昭和六〇年三月七日

特定行政庁建築主務部長あて

住宅局建築指導課長通知

メニュー方式による住宅供給に係る建築基準法上の手続について

最近の住宅需要の高度化・多様化に伴い、今般、住宅金融公庫においては、メニュー方式による販売方法を別添のとおり認めることとなった。当該方式は、新しい住宅供給方式として消費者の要望に応えるものであるもので、今後、当該方式による住宅供給に係る建築基準法上の手続については、左記により措置されるとともに、その円滑な運用について配慮されたい。

なお、住宅金融公庫の融資対象住宅以外の住宅についても、これに準じて措置して支障ないが、建築関係法令違反の発生を防止するため、完了検査の実施の徹底を図る等、住宅供給方式の内容に応じた適切な措置を講じられたい。

記

1 建築確認手続の際に採るべき措置

(1) 確認の申請時には、メニュー方式の住宅として申請の手続を行うよう申請者を指導することとし、確認申請書中一七欄「その他必要な事項」にメニュー方式である旨を記入するよう指導を行うこと。

(2) 確認申請書の添付図書としてメニュープランの審査に必要な設計図書を提出するよう指導を行うこと。ただし、建築確認手続においては、必ずしもすべてのメニュープランについて事前審査を行う必要はない。

(3) 確認通知を行う際には、メニュープランの内容に応じ、最終プラン確定後速やかに、建築基準法(昭和二五年法律第二〇一号)第一二条第三項の規定に基づく報告(以下「報告」という。)又は確認の再申請その他最終的な計画の確認のために必要な措置を講ずるよう指導を行うこと。

2 完了検査を行う際に採るべき措置

- (1) 工事完了届は、建築主事が1の(3)の指導に基づく報告又は確認の再申請等を受理し、最終的な計画の確認を行った後、提出するよう指導を行うこと。
- (2) 建築関係法令違反の発生を防止するため、完了検査の実施の徹底を図ること。

4 軽微な不備（第1332号技、第2327号技）

(1) 建築基準関係規定の審査に関係しない不備

建築基準関係規定の審査に関係しない不備は、建築主事又は指定確認検査機関は、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を交付せず、申請者等による訂正印での補正で対応できる。

(2) 補正を求める軽微な不備

軽微な不備とは、誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう（確認審査等に関する指針告示第835号（以下「指針告示」という）第1第5項第3号イ）。

例えば、以下のような場合である。

- ① 図書の乱丁がある場合
- ② 正本又は副本の一部の図書の落丁がある場合
- ③ 認定書若しくは認証書又はこれらの別添の写しが添付されていない場合（認定又は認証の取得日が当該確認申請日以前のものに限る。）
- ④ 添付図書の計算式や計算結果は正しく記載されており、当該結果の数値等を確認申請書に記載する際に誤記又は記載漏れがある場合
- ⑤ 図書の記載事項の一部に誤りがあるが、当該図書における他の記載事項又は他の図書における記載事項により、申請者が本来記載しようとした事項が容易に推測される場合

(3) 補正を求める軽微な不備の具体例

- ① 確認申請書、建築計画概要書及び構造計算概要書に記載すべき事項について、設計図書等から申請者が本来記載しようとした事項が容易に推測される程度の単純な誤記、記載漏れ等がある場合

ア 確認申請書・建築計画概要書

- (例)・ 地名地番の表示
 - ・ 特定工程の有無
 - ・ 床面積の記入
 - ・ 建築物の棟数の記入
 - ・ 確認申請書と建築計画概要書との齟齬 等

イ 構造計算概要書

- (例)・ 記入が不要と判断される項目について、その旨が分かる理由の記入
 - ・ 建築物の概要欄への延べ面積の記入
 - ・ プログラムのバージョン番号 等

② 図面上建物の形状に変更がなく、明らかに建築基準関係規定に適合している場合で、単純な誤記、記載漏れ等がある場合

- (例)・ 縮尺、立面図・断面図の方位の記入
 - ・ 敷地面積、床面積計算等に係る求積計算と求積図との齟齬
 - ・ 敷地境界線の寸法及び法 54 条の規定による外壁の後退距離の表示
 - ・ 土地の高低及び延焼のおそれのある部分の表示
 - ・ 図面間における通り芯などの符号
 - ・ 鋼材の J I S 番号で該当のないものの表示 等

③ 審査側が確認審査等における取扱い基準を明らかにしている場合で、申請内容が当該基準と異なる場合

- (例)・ 開放廊下、ピロティ等の取り扱いの相違 等

5 追加説明書（第 2327 号技）

確認審査における追加説明書（指針告示第 1 第 5 項第 3 号ロ）は、申請書等の記載事項に不明確な点がある場合に提出を求める。ただし、申請書等の差替え又は訂正は認められない。

例えば、以下のような場合である。

- (例)
 - ・ 壁、床等の断面の構造、材料の種別、寸法の明示が一部不明確であり、申請図書の他の部分を参照しても不明確な場合
 - ・ 法 43 条 2 項に基づく条例の規定による敷地内通路の有効幅員等の明示
 - ・ 構造計算書のワーニングメッセージに対する設計者の所見
 - ・ モデル化の判断における追加検討（複数のモデル化の検討）
 - 等

6 申請図書の記載方法（第 2327 号技）

(1) 申請図書に明示すべき事項について

① 当該計画において「明示すべき事項」に該当する項目が存在しない場合は、記載を求める必要はない（例えば、規則 1 条の 3 第 1 項表 2（八）の「法 26 条ただし書の規定が適用される建築物」については、各階平面図の明示すべき事項として「かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置」が規定されているが、これらの設備又は器具が当該計画にない場合など）。

② 規則 1 条の 3 第 6 項により、同条 1 項表 1 若しくは表 2 又は同条 4 項表 1 に掲げる各図書に明示すべき事項が、他の図書に明示されていれば、本来の図書に明示する必要はない。規則 2 条の 2 第 3 項についても同様である。

③ 「明示すべき事項」に係る規定が、明らかに建築基準関係規定に適合する場合であっても、原則として「明示すべき事項」を記載するが、表記の仕方については、確認審査に支障がない範囲内で、例えば、具体的な数値や図ではなく適合することが明らかである旨の記載等（文章等）に替えてもよい（例：前面道路幅員 30m、適用距離 25m のため道路斜線制限に適合 等）。

また、申請者等が建築基準関係規定への適合は明らかであると考え、「明示すべき事項」について、適合することが明らかである旨の記載等に替えていた場合において、建築主事又は指定確認検査機関が建築基準関係規定への適合を確かめられないと判断すれば、申請者等に対して「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」（法 6 条 13 項、6 条の 2 第 9 項又は 18 条 12 項）を交付し、補正又は追加説明書の提出を求める。

④ 各階平面図については、意匠（間取、各室の用途等）、各種設備の位置など、様々な事項が「明示すべき事項」となっているが、図面が煩雑になるなどの場合には、これらすべてを 1 つの各階平面図の上に明示する必要はない（意匠や各種設備等の各階平面図をそれぞれ別葉で提出してよい）。

(2) 添付図書が不足している場合

建築主事又は指定確認検査機関は、申請図書だけでは建築基準関係規定に適合するかどうか決定することができない場合には、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を交付し、軽微な不備（落丁として扱うべきもの）である場合は補正を求め、申請図書の記載事項が不明確である場合は追加説明書の提出を求める。ただし、添付図書が多数不足しているずさんな設計図書についてまで、補正又は追加説明書の提出を求めることは要しない。

この場合において、建築基準関係規定に適合しないと認められる場合は、申請者等に「適合しない旨の通知書」（法 6 条 13 項、6 条の 2 第 9 項又は 18 条 12 項）を交付し、また、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないと判断される場合は、補正又は追加説明書の提出を求めずに「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を交付し、審査を終了すること。

(3) 申請図書相互に不整合がある場合及び不整合箇所の指摘の方法

申請図書相互に不整合がある場合、建築主事又は指定確認検査機関は、補正又は追加説明書の提出を求め、申請された図書が建築基準関係規定に適合することを確認する。(例えば、構造計算書と構造図との不整合がある場合については、構造図の補正により建築基準関係規定に適合することを確認する。)

この場合において、通常の注意を払って作成された設計図書であれば、当該図書を一通り審査した上で、不整合箇所をまとめて指摘すべきである。ただし、不整合箇所が多数あるずさんな設計図書についてまで、すべてを審査し、申請者等に逐一指摘することは要しない。

(4) 建築基準関係規定の審査に関係しない部分等の申請図書の補正

建築基準関係規定の審査に関係しない部分(例：郵便番号、住所等)に係る誤記、記載漏れ等については、建築主事又は指定確認検査機関は、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を交付することなく、申請者等による訂正印での補正を行うものとする。

(5) 設備機器の特性上やむを得ず発生する可能性の高い変更等

確認申請時に具体的な設備機器(排煙機等)の品番が確定していない場合は、実際に採用を予定している設備機器のうち一以上の機種の詳細図又は一定の仕様範囲を示した標準的な構造詳細図を添付した上で、当該設備機器又はこれと同等(寸法、材料、性能等)の設備機器を用いることを明示する。

7 中間検査・完了検査(第2327号技)

(1) 計画変更の取扱い

中間検査の結果、計画変更の確認申請が必要となった場合、建築主事又は指定確認検査機関は「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付し、建築主は計画変更の確認申請を行い、必要に応じて計画変更の確認後に現場の是正を行った後、再度、中間検査申請を行う(規則4条の9等)。

一方、完了検査申請後は、計画変更の確認申請を行うことはできない。

なお、中間検査又は完了検査の申請の取下げの手続きについては、建築基準法令において特に定められていないため、取扱いは各特定行政庁等による。

(2) 中間検査申請書及び完了検査申請書の軽微な不備

中間検査及び完了検査は、建築物の建築基準関係規定への適合を確認することが目的であるので、建築物の建築基準関係規定への適合が

確認できる場合には、中間検査申請書及び完了検査申請書（確認済の確認図書を除く。）の軽微な不備については、建築主事又は指定確認検査機関は、「中間検査合格証（又は検査済証）を交付できない旨の通知書」を交付することなく、申請者等による訂正印での補正を行う。

中間検査や完了検査によって、軽微な変更が確認された場合についても同様に、建築主事又は指定確認検査機関は、「中間検査合格証（又は検査済証）を交付できない旨の通知書」を交付することなく、申請者等に、軽微な変更説明書（規則4条1項5号等）の提出を求める。